

河內國西琳寺緣起

(公刊)

河内國西琳寺緣起 卷首

同 卷末

河内國西琳寺縁起に就いて

荻野三七彦

本書は卷子装、堅九寸八分、全長十四尺二寸、楮紙十一葉に天地に塚線を施し書寫せられてゐる。從來この書は「西琳寺文永注記」の題名の下に續群書類従所收の安永八年書寫の一本によつて僅かに世に知られてゐた。而してこの安永本には「此縁起者當寺開山惣持大徳自筆草安之寫也、舊記數多之中、肝要證文抄一卷出之者也」との奥書がある。これが書寫は何人によつてなされたものか不詳であるが、この人は處々に「安永八己亥年迄何年」等と註を加へてゐるが、又「私云此事不審云々」等との註もこの人の書入れたもので、この安永本に誤寫脱落のある事は、これを全くの別本とすれば寧ろ多く問題とするに足らぬであらう。

更に水戸彰考館にも寛政本が傳はり、それには

河内國古市郡古市村西琳寺古文書一卷文永八年比丘惣持眞蹟

寛政八年丙辰晚秋雨日借觀摸寫之遺文可考古色可掬寺傳云惣持寺中興祖

料紙一尺廣一尺三寸八分 無佛幹

廿七夜以副本一校了

との奥書がある。これは藤貞幹の書寫本である。彼はこの前年法隆寺縁起資財帳を書寫したが、書出しに「法隆寺三綱言上」とある可きが、「三綱言」の三字が闕損してゐた爲め「上」の一字を誤解してこれを上巻とし、「下巻逸可惜」と云つたのは千慮の一失であつた。それは兎に角、此處に料紙の寸法が見えてゐるが、これは今此處で紹介する本書のそれに殆んど一致して居る故、貞幹の書寫したものは本書によつて爲されたものであらう。この貞幹書寫本には猶多少の誤寫はあるが、然し大體に於て忠實に書かれて居り、信據するに足りる事は先の安永本の比ではない。

河内國西琳寺縁起に就いて

扨愈、本書を一見するに、その書風、墨色、紙質よりして、これは鎌倉時代を降らざるものである事は確かである。猶詳細に觀察すると、本書は惣持自身の原本であると推定される。即ち朱書の註が處々にあるが、これは本文と筆跡を同うして居り、その内に、「西僧坊」に註して「正應三年夏修理始之」とある。それ故本文は文永八年三月廿六日に、一旦書かれ、その後十九年を経た正應三年或はこれ以後幾何もなき頃に惣持自身の追記したものであらう。本書に見る朱書は全部これと同時に追筆であつてその時の現状を註したものである。後にも述べる如く、惣持はこの正應三年には生存してゐたのであるから、この追筆が彼のものと見る事は可能である。右の如き次第によつて本書が、文永の原本である點は確定された。然し本書を題して文永注記と稱したのは類從本に見るのみで原本には勿論斯るものはない。それ故今これを假に「河内國西琳寺縁起」と稱した。本書は現在甚だしく損傷し、爲めに闕字の處が多いのであるが、先にも述べた如く、幸にも貞幹書寫本は明かに本書を直接書寫したと推定されるのでこれ等の不明の文字は、これによつて補ふ事が出来るのである。本校刊は即ち貞幹本によつて闕字を補つた。

以上を以つて大體書史學的な觀察を経たから次に内容を觀ると、西琳寺は現在河内古市町に僅かに寺址を遺し、古瓦並に鴟尾等の遺物も出土して居り、本寺が飛鳥時代の創建になるものである事は石田茂作氏の「飛鳥時代寺院址の研究」に明かである。これが奈良、平安と時代を経て鎌倉時代に至る間には幾多の變遷があつたであらうが、鎌倉中期に至つて再興せられたのである。本書の述作も一に本寺中興に深い關係を有した。著者惣持は俗系に於ては西大寺寂尊の姪に當り、寛元三年十月十三日寂尊によつて剃髮、五戒を受けて日淨房惣持と稱せられた。師の寂尊は建長六年三月西琳寺に赴き、更に正嘉二年秋にも本寺に在つた。そして當時彼が西大寺を本據として法隆寺額安寺等大和諸寺の再興に活動した事に徴し、本寺も亦彼の努力によつて再興成つて、遂には關東祈

願寺の一ともなるに至つたのである。この事は嘗つて本寺にも鎌倉極樂寺の如く、清涼寺式の釋迦像が安置されてゐた(今河内村延命寺にあり國寶)事をも參看すれば愈々以つて叡尊の力に負ふ處多きを知る。この中興の際、惣持は師命によつて本寺長老となつた。それ故此處に寺誌としてこの書を編したのであらう。而して本書朱書に見ゆる正應三年には、八月廿五日叡尊の入滅に遭つたが、その滅後も猶本寺にあつた。(興正菩薩感身學正記、西大寺興正菩薩御入滅記、興正菩薩年譜)

本書の特色は、一は鎌倉以前の逸書が断片的ながら引用せられてゐる事と、惣持の現在の記述との二つの點にあるが、その著者自筆の原本を此處に見る事の出来るのは一段とその價値を高めるものであらう。

猶本寺關係の史料として類従本「西琳寺流記」(文安三年西琳寺高算誌)があるがこの他に、彰考館本「河内國西琳寺文書」があつて、これには前述の貞幹本以外に鎌倉、室町時代の文書二十餘通が書寫収録せられてゐる。これに見る應永元年八月五日の寺領目録は足利義滿御判御教書に添へられたものであるが、その原本一通が本書と同じく黒板博士の所藏となつてゐる。

本書を活字に移すに方り、闕字には□を付し、原本朱書の部分には*「」を附し、文字を墨抹せるものは文字の左傍にを付した。又庭、等、岡、葺、最、ネ等の異體を用ひたる字は夫々作字せしめて原様を留むることゝした。

河內國古市郡西林寺事

條

一 緣起事

天平十五年(十二月晦)日記(云)

西林寺古市寺

右寺緣起奉爲 志貴嶋大宮(御宇)

天忍羽廣遷天皇己卯年九月七日始(大山)上(文)首

阿志高將率諸親屬等 仕奉此寺并阿旃陀

丈六佛像

私曰廣遷者(欽明)天皇(也己卯者)卽廿年(位)

也文首者氏也(阿志高者名也仕奉者造佛)

立寺之詞也

寶藏安置金銅旃陀(居長一尺六寸)銘(光)云

蓋聞法身無相非以色求本姓舜寥非以生滅得

但四生殊菓六道各回所以法藏比丘卅八願

輩往生是以

書大阿斯高君子支旃高(首修行佛法草創西林寺)

復以子栴檀高首士師長兄高(連羊古首韓會古)首

敢奉塔寺寶元五年己未正月(二種智)識敬造旃陀

河內國西琳寺緣起 (公刊)

佛像并二菩薩願此功德現世親族福延萬世七世
父母隨意住含靈之類同斯福力

天曆六年九月廿三日寺牒云

右此寺奉爲志貴嶋天皇(建立堂塔相傳)柏原

天皇奉顯毗盧遮那丈六佛

私曰奉顯毗盧遮那者崇重之意歟天平年中

記正載此像延曆年中記云朽損云々若柏原御

造立者延曆以後不經年序何有朽損哉定知

不桓武造也

承安元年七月寺僧慶深常光房記云

昔百濟國王子西來仕朝一卷之書指罽之故

賜姓稱文晚厭榮花入于佛道寄宿板茂翁連

之宅語七姓人建立當寺巨勢 金集 清内 清野

茅原 板茂 文也云々

又云當寺西僧坊東第一房等定行人至龜瀨山

直峯ヒタキ箕輪之谷遙見谷上大師子小師子

並居近而見之大師子變翁小師子成兒行人

就翁乞兒還寺奉養後卽帝位卽桓武天皇

也卽召木定成于僧都講堂佛聖燈油之祈

寄付長原郷田島卅六町池一町云々

(紙繼目)

(紙繼目)

私曰若如此本記文者百濟日域兩朝之御願寺
欽明桓武崇重之僧伽藍歟己卯九月草創之
後至于文永八年辛未七百一十三年矣

一寺號事

古市寺 自延曆延喜之比多云古市寺

西林寺 和銅二年已下帳見之
建久二年長者宜如此

西琳寺 延喜十年已下帳見之

一寺官事

大鎮 神護曇雲二年記云大鎮僧寺定
少鎮 延曆八年帳少鎮僧勝(龍)

座主 康平五年記云座主權少僧都

別當 承和七年帳云別當大法師兼行

權別當 見于天祿三年帳

副別當 見于寬平六年帳

小別當 見于承和七年帳

檢校 見于嘉祥三年帳
延喜三年帳同之

上座 嘉祥三年已下帳多在天平十五年帳云上座僧神照

寺主 同上

權寺主 同上

小寺主 見于天慶九年帳

都維那 見于天平十五年帳都維那僧得惠

.....(紙繼目)

權都維那 見于天祿三年帳

知事 見于天平十五年帳知事僧常福

目代 見于寬弘元年帳

年預 見于天延三年帳

預堂達 見于應和二年帳

調直 見于寬弘六年帳

大政人 神護景雲二年帳大政人藏田長

少政人 同帳云少政人武生繼(長)

俗別當 延喜十六年帳云俗別當淨野宿禰
永延元年帳云俗別當文宿禰

檀越 淨野諸帳多有文板茂 武生藏

一堂舍事

金堂 天平十五年帳云金堂一基二重 *「今全」
延喜十九年帳云大破

寶塔 天平十五年帳云塔一基五重 □涅槃像 *「少損」
延喜十九年帳云□破

.....(紙繼目)

講堂 天平十五年帳云法堂一基長九丈六尺
延喜十九年帳云中破 廣四丈六尺 *「今全」

步廊 天平十五年帳云步廊一院長各十九丈
延喜十六年帳云大破 廣十六丈 *「丑寅角新造
餘無」

中門 延喜十六年帳云中破 *「(文永)元年三月十九日 ○墨書ノ上ヲ又朱書ス
同十九年帳云□中破 (移子) □南大門之跡」

田田堂 延喜十九年帳云中破 *「今不知跡」
長久五年帳云猶在

五間四面堂 延喜十九年帳云大破不用 *「今只殘礎石古老相傳號茅原堂」

三味堂 長久五年帳在之已前不見 *「先年有議移于茅原堂跡」

幢 延喜十六年帳云朽崩 *「今無」
同十九年帳云無

鐘臺 天平十五年帳云鐘臺一基
延喜十六年帳云中破
〔長二丈〕
〔廣一丈〕
*「大破故新造」

瓦葺雙倉壹宇 天平十五年帳云門戶二具各懸鎖子
南內收經北內收樂器木
延喜十六年帳云中破
*「今只南殘」

食堂 天平十五年帳云食堂一基長七丈五尺
延喜十六年帳云大破 廣三丈五尺
*「今全」

東僧坊 天平十五年帳云長十丈廣三丈三尺
延喜十六年帳云大破
*「燒失故新造」

西僧坊 同上
*「正應三年夏修理始之」

東小子房 延喜十九年帳云無
*「今無跡」

西小子房 延喜十六年帳云瓦葺十間小子房一字大破
*「今無跡」

南大門 延喜十六年帳云中破
*「文永元年三月十八日有議以中門爲南大門昔門燒失スル故也」

東大門 延喜十六年帳云瓦葺東大門一字大破
*「今無」

西大門 延喜十六年帳云今年正月五日大風被吹崩
*「今無」

北大門 見于天曆六年帳 *「今無」

四面築垣 延喜十六年帳云無上葺南頗全
*「今只有跡然弘長二年二月廿一日築始文永二年至東西大門南際築之」

中門 延喜十六年帳云在廳前
檜皮葺中門一字中破
*「已下今無」

五間廳屋 延喜十六年帳云五間廳屋一字瓦葺大破

五間廳屋 同云五間後廳屋一字少破

五間大炊屋 同云五間大炊屋一字大破

湯屋 同云湯屋一字大破
在築垣西方
*「近年新造在寺外」

合屋 天平十五年帳云合屋十宇
*「已下今無」

合倉 同云合倉十四間本八間
新入六間之中甲一間板二間
瓦木三間

河內國西琳寺緣起 (公刊)

東西客房 延喜十六年帳云檜皮葺東
西客房二字無

一僧寶木事

天平十五年帳云

僧沙彌并廿二口僧十六口見廿口之中二僧借住
四不知去三死

僧行會 藤卅三 攝津國住吉郡大國里戶主津
戊申年四月廿八日飛鳥寺受戒受公驗

攝津國住吉郡大國里戶主津

戊申年四月廿八日飛鳥寺受戒受公驗

僧願忠 藤卅三 伊預國宇麻郡當里戶主金集史揆磨弟操磨
己酉年三月廿八日飛鳥寺受戒受公驗

僧神耀 藤卅五 河內國古市郡下新居鄉宮處里戶主文導足門戶口
同郡磨男豐國神龜三年三月廿三日藥師寺受戒受公驗

僧智藏 藤卅九 河內國舟北郡余戶鄉余戶主依納古渡男廣四
養老六年三月廿三日於藥師寺受戒受公驗

僧延達 藤卅五 河內國古市郡尺度鄉鳴里戶主縣大養連弓足姪乙磨
神龜四年三月廿三日藥師寺受戒受公驗

右四僧不知去

僧辨教 藤卅六 河內國古市郡細川原原人廣磨戶口
大寶三年潤四月十五日大官大寺受戒受公驗

僧神照 藤卅六 河內國古市郡尺度鄉戶主高屋連家磨戶口高
屋連土形大寶三年潤四月十五日大官大寺受戒受公驗

僧永基 藤卅八 和泉監大島大村鄉山田里戶主比志貴造牛手男廣田
養老五年三月廿三日藥師寺受戒受公驗

右三僧死闕

從天平十一年正月一日至于十三年十二月卅日合參歲三日一千
九十三箇日

合米九百三十四石二斗

合單口佛聖僧并衆僧客僧奴婢雇人六萬六千五百五十四日

四一

河內國西琳寺緣起 (公刊)

331

佛聖僧二千百五十六軀供米卅八石八斗八合日別二座軀別一升八合之內粥新三合

佛御分宛堂童子新聖僧御分乞者并病人畫用

衆僧一萬一千二百八十一口食米二百三石五升八合口別一升八合之內粥新三合

客僧百六十七口食米三石六合口別一升八合之內粥新三合

神護慶雲二年狀

衆僧御供養加益事

右頃年之間頻遭旱兀雖供養猶乏少今商量加口別四合米定一升二合如前

神護慶雲二年八月一日

大鎮僧等定

大政人藏田長

少政人武生繼長

私曰依此本記當寺上代僧徒行儀專守戒儀歟

一食長齋不隔客僧佛御分宛堂童子聖僧御分宛

乞者并病人之條專順佛法頗銘心肝矣

一寄瑞事

古老相傳云金堂弥陀丈六像者百濟國請來也女

帝臨幸之時自後戶至正面東西地破烈云々立

私曰準天平十五年記似此朝造立但御使於彼國

被造歟女帝者未詳何帝破烈之條于今明鏡也

一寺務事

別當增曉讓都維那宣信狀云

(紙繼目)

當寺者上代以官符宣所補任來也而近古以降其儀久絕器量之仁相承之上賜本所一乘院御下文執行寺務云々

私曰別當明昭之時以當寺寄進一乘院子細如左

當寺寺之僧慶深注文云

當寺氏人文清明寺外丑寅建立一堂號勝應寺今勝福寺是也

奉請山階寺別當一乘院信房僧正供養件堂

清明喜札言上今生乃大願既圓滿之候怒寂

愛乃子一人御布施仁進上仕々僧正仰言六天四天

下人子於爲第一財子於布施仁寸留事世爲難有勝

于七珍百寶即具而歸爲御弟子明昭是也清明悅

天本免十町又加十町以明昭爲別當云々

文清明讓昭狀

讓與 西琳寺別當職事

右彼寺自造立以降氏人之中文氏爲寺務執行不譜

代異姓他人者無寺務執行寺也而清明之嫡子以明

昭其職所補任也仍爲絕後代異論存生時相具所

帶文書永所別當如件

康平六年正月十日散位文清明在列

別當明昭讓義尊狀

讓與 西琳寺事

右件寺者爲曩祖建立伽藍年紀既久代々別當職

氏人之中所撰任也而明昭陪氏族之末流當一氏撰從少

文永八年三月廿六日

比丘惣持

年常住興福寺苟列修學者之數也是以所帶寺家
寄進於興福之末寺久蒙本寺御勢頻禦橫煩而

間身病重侵餘喘難知何日爰義尊既爲一族之末

胤常住修學又爲多年之弟子也心操相調也計其

才幹尤可爲寺家別當仍永所讓與如件

承曆四年二月十日法師在判

私曰依此等狀別當明昭以當寺寄進一乘院以後

既及二百餘年依之延久永保康和元年大治天

承康治永曆之比當寺牢籠之時一乘院政所

御下文寺家靜(謚)正文皆在寺庫加之永保二

年正月御下文正權別當忝載御判被停廢

(本)皇天后宮御菜使非理雜役是實末代之

規模焉

待從都維那範祐別當弘長三年十月以別

當職沽却于當寺氏人薩摩守源憲俊兵

部丞源憲經兩人之後二人別當五人庄官

一味同心寄進名字於住持三寶停止(管)菅領

於盡未來際速爲戒律弘通之栖永爲衆僧

止住之砌矣其狀在別

右謹披舊記粗注肝要之狀如件

.....(紙繼目)